

令和5年度

# 事業計画及び予算

一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

# 目 次

1 令和5年度事業計画	・・・・・・・・・・ 1
2 令和5年度予算書	・・・・・・・・・・ 6

# 一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

## 令和5年度 事業計画

社会保障制度について、いわゆる「社会保障と税一体改革」に続く政策課題として、現在、「全世代型社会保障の構築」が進められており、令和3年11月に設置された全世代型社会保障構築会議（座長＝清家篤氏）が昨年12月16日に報告書を取りまとめたところ。同報告書では、未来への投資として、子育て・若年世代への支援を急速かつ強力で整備することが最も緊急を要する取組であるなど、目指すべき社会の将来方向について、提言がされている。その提言及び社会保障審議会の関係部会のとりのまとめ等を踏まえ、本年2月10日予算関連法案として「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が通常国会に提出されている。同法案では、出産育児一時金の支給額引上げ、同支給費用の一部を現役世代だけではなく、後期高齢者医療制度も支援する仕組みを導入のほか、地方公務員共済組合における短期給付の財政にも影響を与えるものと思われる、前期高齢者医療保険制度における財政調整について、現行の「加入者数に応じた調整」に加えて、1/3の部分に「報酬水準に応じた調整」を導入する内容などが案として盛り込まれている。

一方、年金分野については、昨年10月25日に、社会保障審議会年金部会の第1回目が開催されたところ。今後、令和6年の夏頃までに公表される次期財政検証結果に向けて、令和5年度中の同審議会において、活発な審議が行われるものと思われる。

さらに、令和6年度は、診療報酬・薬価及び介護報酬の改定年度であり、また、第8次医療計画、第4次医療費適正化計画、第4期特定健康診査等実施計画、第3期データヘルス計画、第9期介護保険事業（支援）計画の開始年度となっている。

このため、令和5年度は、診療報酬等の改定に向け、中央社会保険医療協議会等において詰めの審議が行われることや各保険者において第4期特定健康診査等実施計画の策定作業等が行われる重要な年度となると思われる。

地方公務員共済組合協議会（以下、「協議会」という。）としては、今後、これら政府及び関係機関において、検討される事項や施策のうち、地方公務員共済制度と密接に関連する事項について、調査・研究・情報の収集に重点を置きつつ、関係共済組合等の協力を得て次の事業を行うものとする。

### 1 調査・研究事業と情報提供事業

#### (1) 医療関係・年金関係におけるマイナンバーを利用した情報連携

医療関係におけるマイナンバーを利用した地方公務員共済組合と地方公共団体等との情報連携については、平成30年10月から運用が開始された。

当該情報連携を地方公共団体等と行うにあたっては、政府が設置した情報提供ネットワークシステムとの中間に位置する中間サーバーを経由して行うこととなるため、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）が開発・設置した当該中間サーバーの利用契約（以下、「中間サーバ

一利用契約という。)」が必要であり、令和元年度の間サーバー利用契約からは、協議会が各共済組合からの委任を受けて、支払基金と契約締結を行っている。

協議会としては、今後も、個人情報の取扱いも含め、情報連携業務が滞りなく行われているか、支払基金から必要な事項の情報提供を受けるなど、各共済組合と支払基金との間に立ち、所要の連絡調整事務を行う。

また、令和元年10月30日から開始された年金関係におけるマイナンバーを利用した情報連携についても、当該情報連携業務が適正に行われるよう注視していく。

## (2) オンライン資格確認等システムについて

令和元年5月に法制化され、令和3年10月20日に本格運用が開始されたオンライン資格確認であるが、政府は、本年4月から保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則義務化することとしている<sup>(注1)</sup>。

また、オンライン資格確認等システムのスキームを利用し、現在までに運用が開始されている主な機能・サービスは、以下のとおりである。

- ① 医療機関・薬局による特定健診等情報の閲覧
- ② 医療機関・薬局による薬剤情報の閲覧
- ③ 医療機関・薬局による診療情報の閲覧
- ④ 電子処方箋管理サービス
- ⑤ 審査支払機関によるレセプト振替機能の運用開始
- ⑥ 被保険者等がマイナポータルを通じて、上記①から③の情報の閲覧

今後は、i) 医療扶助、ii) 訪問診療・訪問看護、iii) 柔道整復師・あんまマッサージ師、鍼灸師の施術所、iv) 健診実施機関等、v) オンライン診療等、vi) 職域診療所、におけるオンライン資格確認の導入などが予定されている。

当協議会としては、今後のオンライン資格確認の導入及びオンライン資格確認等システムを基盤とした各種の運用サービスなどの施策について、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金その他の関係とも連絡を密にしながら、情報収集に努め、注視していく。

(注1) 令和4年度末時点でやむを得ない事情がある医療機関・薬局には、事情に応じた期限付きの経過措置が設けられている。また、令和5年1月8日時点での顔認証付きカードリーダーの設置・運用開始している医療機関・薬局は、93,378施設(全体の40.6%)、申込件数は、208,719施設(全体の90.8%)となっている(令和5年1月16日 社会保障審議会医療保険部会)。なお、政府は、令和6年の秋には健康保険証を廃止することを目指している。

## (3) 特定健診・保健指導関係

冒頭に記したとおり、令和6年度から第4期特定健康診査等実施計画が開始される。このため、厚生労働省内に従来から設置されている「保険者による健診・保健指導に関する検討会」とは別に、新たに「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」(以下「見直し検討会」という。)が設置され、令和3年12月に第1回目が開催されている。

令和4年度中においては、見直し検討会における検討課題のうち個別の専門的・技術的事項の課題について、科学的知見に基づき検討するため設置された4つワーキンググループ(作業班を含む)<sup>(注2)</sup>において、精力的に検討が行われ、親会である見直し検討会に報告が上げられている<sup>(注3)</sup>。

令和 5 年度は、これら検討事項の取りまとめを踏まえ、保険者における第 4 期特定健康診査等実施計画の策定作業の策定期間となるほか必要なシステム改修作業を行う年度となる予定である。

今後、協議会としては、協議会が参画している「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」及び当該見直し検討会並びに「第 4 期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会 システム改修に関するワーキンググループ」<sup>(注 4)</sup>を通じ、各共済組合における第 4 期特定健康診査等実施計画の策定に資するよう、情報収集又は情報交換を行い、適宜、各共済組合に対し、必要な事項について、情報提供を行う。

(注 2) 第 4 期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会（座長：京都大学教授 中山健夫氏）に係る設置ワーキンググループ（以下「WG」）は、以下のとおり。

- 効率的・効果的な実施方法等に関する WG
- 健康増進に係る科学的な知見を踏まえた技術的事項に関する WG
- 標準的な健診・保健指導プログラム改訂に関する WG（プログラム改訂作業班＜特定健診＞・プログラム改訂作業班＜保健指導＞を含む。）
- システム改修に関する WG（システム改修作業班を含む。）

(注 3) 令和 4 年 10 月 12 日に「第 4 期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会（とりまとめ）」が公表されている。第 4 期に向けての主な見直し項目としては、以下のとおりである。

- ① 健診項目（脂質異常）及び質問項目（喫煙・飲酒等）の見直し
- ② 特定保健指導の見直し

- i) 成果を重視した特定保健指導の評価体系の見直し。具体的には、アウトカム評価（腹囲 2cm・体重 2kg 減）の導入。
- ii) 特定保健指導の見える化の推進
- iii) ICT 活用の推進

上記 i) から iii) のほか特定保健指導については、早期初回面接実施を促進するため、初回面接実施について、特定健診日から 1 週間以内であれば初回面接の分割実施と取り扱えるよう条件が緩和されるなども盛り込まれている。

(注 4) 標記のほか各共済組合が参画している検討会として「実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループ」、「後期高齢者支援金の加算・減算制度検討ワーキンググループ」が設置されている。

#### (4) 業務調査部会の運営

冒頭に記したとおり、令和 5 年度は、令和 6 年度に開始される各種計画の策定作業年度となっていることから、総務省ほか関係機関とも連絡を密に、必要に応じ、業務調査部会を招集し、各共済組合における当該策定作業に資するよう、業務調査部会の運営を図るものとする。

#### (5) その他共済組合事業

長期給付制度、資金運用、貸付制度等福祉事業、宿泊施設及び保健施設の運営のあり方、共済組合における監査のあり方など、共済組合事業全般についての調査研究を行う。

#### (6) その他事項に係る会員への連絡調整・資料提供

前記に掲げる事項以外の調査・研究に伴い、収集し又は作成した資料については、必要に応じ、速やかに会員及び関係機関に連絡のうえ、資料等の情報を提供する。

## 2 関係機関との連絡調整事業

### (1) 総務省等との連絡調整

総務省、文部科学省及び警察庁のほか、共済制度に関連する諸制度を所管する財務省、厚生労働省等との連絡を密にし、制度の改正、その他共済組合の給付及び事業に関する情報の入手に努めるとともに、各種審議会等の審議の状況等を把握し、共済組合等にその動向を提供する。

### (2) 要望書等の提出

共済制度の整備改善事項について、各共済組合等からの意見の申出又は要望等の取りまとめを行い、所管官庁を含む関係機関に対し、要望書等の提出を行う。

## 3 事業年報の発行事業

地方公務員共済組合の給付及び事業に関する統計資料として「地方公務員共済組合等事業年報」を発行し、正会員、賛助会員及び関係機関に配付する。

## 4 研修及び人材の育成事業等

### (1) 賛助会員懇話会

正会員及び賛助会員を対象に、広く教養を深めてもらうこと並びに共済組合制度及び共済組合における年金資金運用について理解を深めることを目的として「賛助会員懇話会」を開催する予定である。令和 5 年度については、現在、以下の内容にて、講演会及び意見交換会の開催を行う予定で、所要の準備を進めている。

#### ① 開催日時

令和 5 年 9 月 20 日（木）15 時から 19 時 45 分（予定）

#### ② 場所

A P 日本橋（株式会社 TC フォーラム運営）

東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 6F

#### ③ 講演会講師

本郷 和人氏（文学博士 東京大学史料編纂所 教授）

### (2) 共済資金運用セミナー

正会員及び賛助会員を対象に年金資金の運用に関する「共済年金資金運用セミナー」を開催し、年金資金運用の重要性について一層の理解を深める。なお、開催時期は、未定である。

### (3) 社会保障制度研究セミナー

正会員及び当該正会員である連合会を構成する地方公務員共済組合の幹部職員を対象に、社会保障制度研究セミナーを開催し、年金制度ほか共済組合の事業に関連する年金以外の医療、介護などの社会保険制度並びに疾病予防等の公衆衛生等の社会保障制度全般について、一層の理解を深めてもらう。

令和 5 年度における社会保障制度研究セミナーにおいては、次期財政検証関連、第 4 期特定健康診査等実施計画又は第 3 期データヘルス計画関連について、関係者又は専門家を講師に招くことを予定しているが、共同開催を行う地方公務員共済組合連合会と連絡を密に、講演テーマについて詰めていく。

## 5 契約代理事業等

### (1) 契約代理事業

各共済組合からの委任により、当協議会が各共済組合の代理人として、関係機関と締結している契約に係る契約事務などを行う。

なお、主な契約等は次のとおりである。

- ① 社会保険診療報酬支払基金との医療費支払契約及び特定健診等費用決済等契約並びに出産費等支払契約
- ② 社会保障・税番号制度の中間サーバー等情報連携事務及びオンライン資格確認等事務に関する契約
- ③ 公益社団法人国民健康保険中央会との出産費等支払契約
- ④ 特定健康診査等に係る全国組織の実施機関との契約
- ⑤ 各都道府県単位で行う特定健康診査等に係る実施機関との契約に関する共済組合からの委任状の取次・回送業務
- ⑥ 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いに関する契約

### (2) 地共済年金情報システム事業

令和3年4月から開始・運用されている地共済年金情報ホームページシステムが遅滞なく稼働・運用されているか、「地共済年金情報ホームページシステム委員会」を通じ、引き続き注視していく。

なお、現在の地共済年金情報ホームページシステムの保守・運営契約期間が令和7年度末をもって満了となる。このため、今後の地共済年金情報ホームページシステムのスキームの在り方又は見直し、又は、年金情報提供業務そのものについての在り方について、令和5年度中に、運営主体である各共済組合と「地共済年金情報ホームページシステム委員会」を通じ、連絡を密に図りながら、課題等に対して検討等を行っていく。

### (3) 新たな取組みへの対応（社会保険診療報酬支払基金審査事務集約・医療DX等）

令和4年10月に、令和元年5月に成立した社会保険診療報酬支払基金法の改正により「審査事務に係る業務について、従来の支部完結型から本部中心に当該業務を実施するための体制が再構築」（以下「審査事務の集約」という。）が行われた。この審査事務の集約により、新たなスキームの運用開始、審査支払事務における従来の取扱いからの変更などが同年10月以降、漸次的、五月雨式に生じているため、同支払基金からのこれらに関する情報提供があった場合、適宜、対応していく。

また、現在、政府において、医療DX（「全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX等）の推進が図れており、これらの施策については、社会保険診療報酬支払基金やオンライン資格確認等システムの基盤など協議会が関わっているものとも関係しているため、これらの動向についても注視していく。

### (4) 賀詞交換会

令和2年1月を最後に開催し、その後、コロナ禍の影響もあり、中止していた賀詞交換会であるが、世相の変化に伴い、開催をする趣旨が薄れて来たことから、当分の間、行わないものとする。

### (5) その他

その他必要な事業を行う。

# 令和5年度予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収益			
正会員会費収益	25,000	25,000	0
賛助会員会費収益	9,200	9,300	▲ 100
会費収益計	34,200	34,300	▲ 100
②事業収益			
地共済年金情報システム事業負担金収益	60,478	60,601	▲ 123
研修会等事業負担金収益	900	1,576	▲ 676
事業収益計	61,378	62,177	▲ 799
③雑収益	72	31	41
雑収益計	72	31	41
経常収益計	95,650	96,508	▲ 858
(2) 経常費用			
①事業費			
給料手当	9,457	9,553	▲ 96
臨時雇賃金	3,162	3,065	97
退職給付費用	466	4,926	▲ 4,460
福利厚生費	1,710	1,948	▲ 238
会議費	6,902	6,436	466
図書購入費	256	313	▲ 57
消耗品費	150	100	50
印刷製本費	1,718	1,786	▲ 68
賃借料	285	314	▲ 29
賃借料負担金	2,684	2,651	33
委託費	61,949	59,279	2,670
通信運搬費	623	597	26
減価償却費	111	111	0
租税公課	1,432	1,408	24
事業費計	90,905	92,487	▲ 1,582
②管理費			
給料手当	1,418	1,432	▲ 14
臨時雇賃金	0	0	0
退職給付費用	70	739	▲ 669
福利厚生費	256	292	▲ 36
会議費	100	1,715	▲ 1,615
図書購入費	38	47	▲ 9
交際費	300	500	▲ 200
消耗品費	23	15	8
印刷製本費	80	80	0
賃借料	43	47	▲ 4
賃借料負担金	403	398	5
旅費交通費	26	5	21
委託費	1,322	1,322	0
通信運搬費	93	89	4
負担金	528	528	0
租税公課	21	42	▲ 21
雑費	24	22	2
管理費計	4,745	7,273	▲ 2,528
経常費用計	95,650	99,760	▲ 4,110
当期経常増減額	0	▲ 3,252	3,252



(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	▲ 3,252	3,252
一般正味財産期首残高	31,717	32,922	▲ 1,205
一般正味財産期末残高	31,717	29,670	2,047
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	31,717	28,328	3,389

(注) 借入金限度額 10,000,000円